

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

白子町立関小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの
(いじめ防止対策推進法 第2条)

(2) 基本方針

- ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、教職員の意見、及び児童保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- イ いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ウ 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- エ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- オ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取り組みの内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

(3) 内容

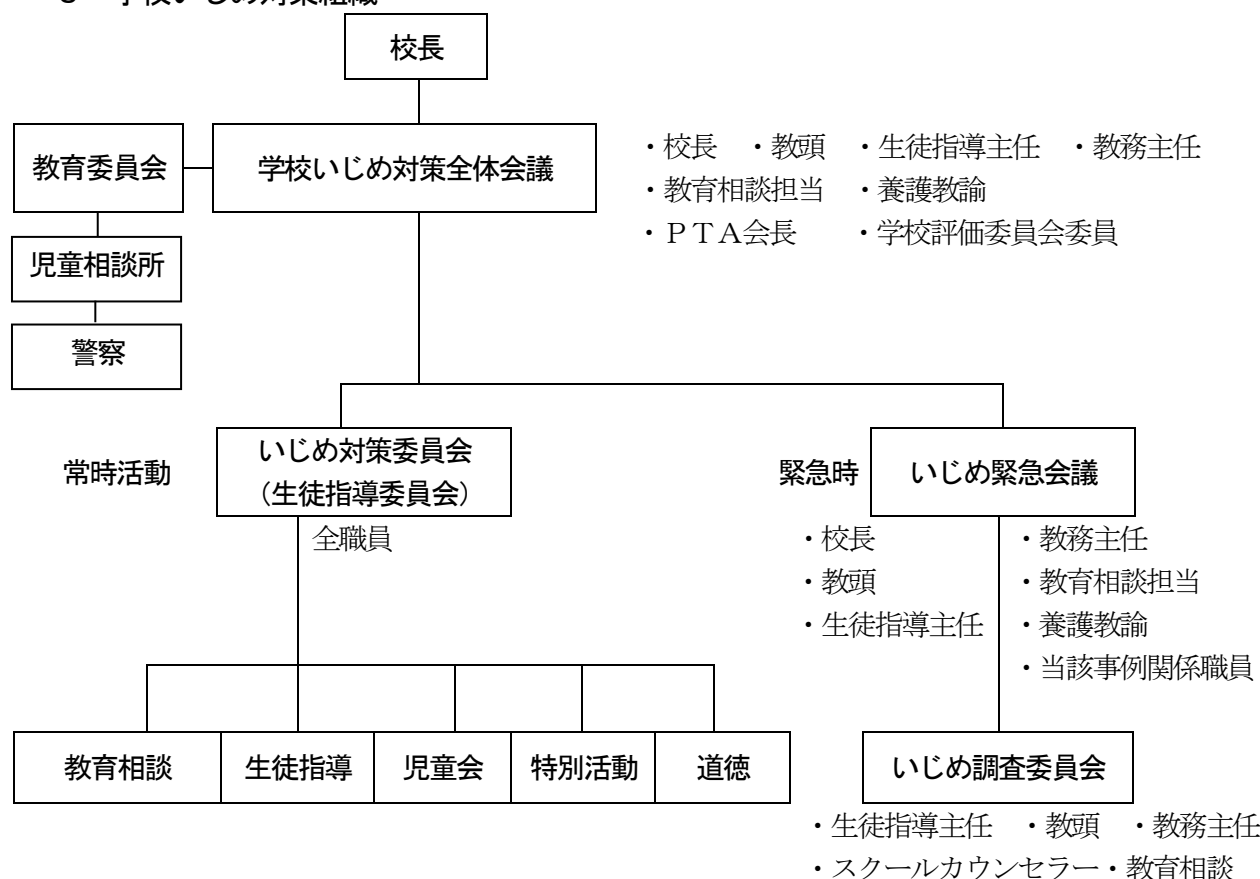
- ア いじめの防止等の対策のための組織（第22条）
- イ いじめに対する取り組み
 - (ア) いじめの防止のための取り組み
 - (イ) 早期発見のための取り組み
 - (ウ) いじめがあった場合の措置
 - (エ) 年間計画作成
- ウ 重大事態への対処（第28条）
- エ 教育委員会、関係機関との連携

2 児童の実態

○ いじめと疑われる行為のうちで多いもの

- ア 冷やかし・悪口・嫌なことを言われる。
- イ 軽くぶつかられる。遊ぶふりをしてたたかれる、蹴られる。
- ウ 仲間はずれ。無視。
- エ 嫌なことをされる。危険なことをされたりさせられたりする。
- オ 金品を隠されたり、壊されたりする。
- カ 携帯で誹謗中傷。

3 学校いじめ対策組織



4 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ア 児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- イ 保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ウ 教職員の言葉が児童を傷つけたり、いじめを助長することのないように十分に配慮する。
- エ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童生徒のストレスを高め、いじめを誘発しないよう努める。
- オ 生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- カ 道徳教育の充実を図り、道徳的实践力を養う。
- キ ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実等により、人間関係力を育成する。
- ク いのちを大切にするキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となつたいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ケ 「いじめ対策委員会」を隔月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。(必要時は適宜開催)
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取り組み

ア アンケート調査や面談等

- (ア) 各月に1回、いじめに関する調査を行う。
- (イ) アンケート調査をもとに、担任または希望する教職員の教育相談を行う。
- (ウ) 保護者との面談の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

イ いじめの相談や通報等

- (ア) 学校における相談窓口は、学校だより等で家庭への周知を図る。
 (イ) 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇氣」の啓発を行う。

ウ その他

- (ア) 担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
 (イ) 校長室前に「心のゆうびんポスト」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
 (ウ) 昼休み等授業時間外の児童生徒の人間関係を観察する等、日常的いじめの早期発見に取り組む。
 (エ) いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
 (オ) 外部の相談期間や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

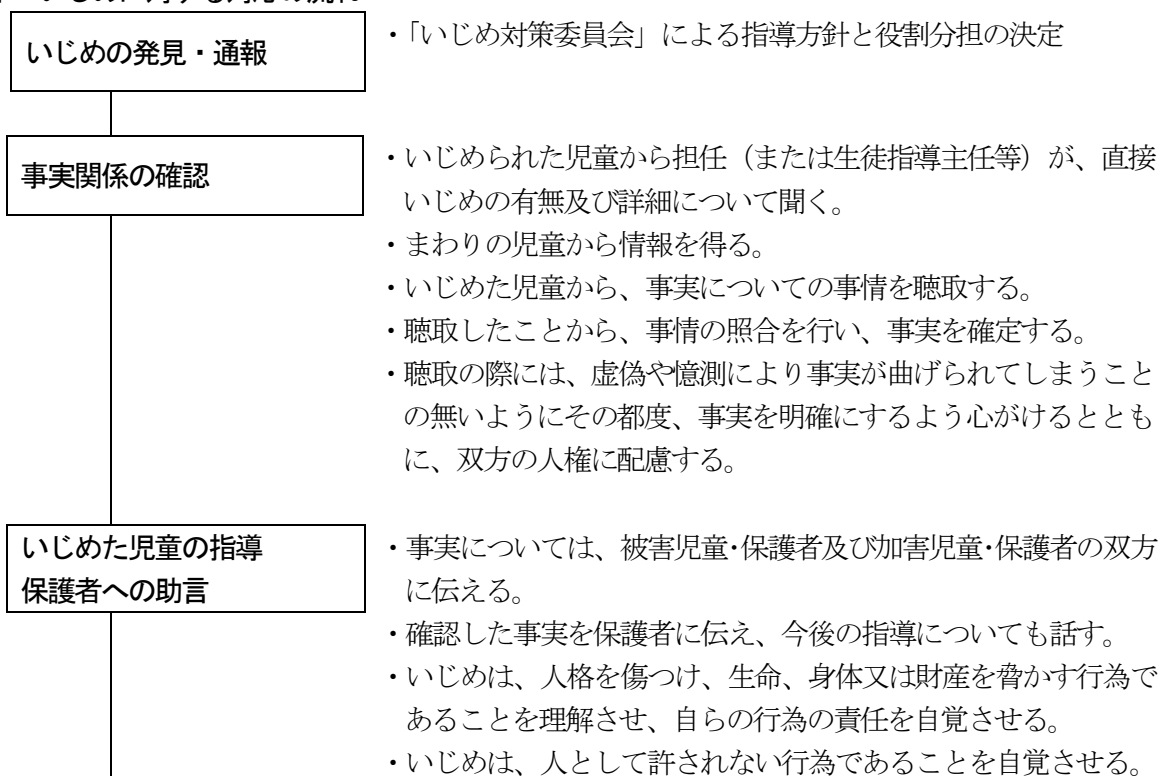
子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
千葉いのちの電話	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
東上総教育事務所相談室	0 4 7 5 - 2 3 - 4 4 6 0
千葉県警察外房地区少年センター	0 4 7 5 - 2 2 - 3 7 4 1
スクールカウンセラー	0 4 7 5 - 3 3 - 3 5 3 1 (教頭)
白子町教育相談室 (青少年センター)	0 4 7 5 - 3 3 - 2 1 4 4 (予約)

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

- (ア) いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善することを基本とする。
 (イ) いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
 (ウ) いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
 (エ) いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
 (オ) 所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
 (カ) いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめに対する対応の流れ



	・いじめを生んだ児童の背景にも目を向け、加害児童の人格の発達や自己実現に向けての目標を持たせる。 ・加害者や周辺児童へ聞き取りをする場合、暴言や威圧等、不適切な聴取方法を禁止する。 ・場合によっては、学校教育法第35条に示された出席停止の措置について、教育委員会に相談をする。
いじめが起きた 集団への対応	・はやし立てるなど、同調していた児童には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。 ・傍観していた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
いじめられた 児童のケア	・被害児童が通常の学校生活に戻れるよう、いじめ対策委員会で方針と分担を決める。 ・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。 ・保護者との連携を密にする。 ・転校の意志がある場合にはその説明をするとともに、相談に応じる。
ネットいじめへの対応	・学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をする。 ・警察署と連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。 ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。 ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。 ・フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。 ・職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

5 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（第28条）

ア いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時

（ア）自殺を企図した場合

（イ）身体に重大な障害を負った場合

（ウ）金品に重大な被害を被った場合

（エ）精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合

ウ 児童生徒や保護者から同様の内容での訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態の報告（第30条）

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

ア 連絡体制

発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 教育委員会等

イ いじめ対策組織の招集（第 28 条）

- ・ いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・ いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者等の参加も依頼する。

ウ 事実関係を明確にするための調査（第 28 条）

- ・ 調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

（ア）いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

（イ）いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- 保護者の要望や意見を十分に聴く。
- 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

（ウ）調査結果の情報提供

- 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- 調査結果については、教育委員会に結果の報告を行う。

エ いじめられた児童への指導

- ・ いじめられた児童への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・ いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる。
- ・ まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

オ いじめた児童への指導

- ・ いじめた児童への指導については、「4（3）いじめがあった場合の措置」に準ずる。
- ・ 学校教育法第 35 条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。
- ・ 報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。
- ・ いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

6 公表、点検、評価等

(1) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開する。

(2) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を評価する。また、評価に関しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのように効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討する。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直す。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、保護者・児童・教職員等により適正に自校の取り組みを評価する。

ア いじめの早期発見に関する取り組みのこと。

イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

7 年間指導計画

○ いじめ対策委員会・いじめ実態調査（毎月）・生徒指導委員会

月	学校いじめ対策
4月	学校いじめ防止対策基本方針及び組織の決定 第1回 校内いじめ対策全体会議 「心のゆうびんポスト」の周知と教育相談員紹介（集団下校時） 学校生活アンケート SOSの出し方教育
5月	学校生活アンケート 担任による児童理解・問題把握
6月	学校生活アンケート いじめゼロ宣言集会（運営委員会） 生命（いのち）の安全教育
9月	夏休み明けアンケート SOSの出し方教育
10月	学校生活アンケート
11月	学校生活アンケート
12月	学校生活アンケート
2月	学校生活アンケート いじめ対策見直しのためのアンケート
3月	第2回 校内いじめ対策全体会議 新学期に向けた児童理解（職員共通理解）